

都区のあり方検討委員会の設置について

1．経緯

平成 18 年 2 月の都区合意に基づき、都の 3 副知事と特別区長会の正副会長を中心とした「都区のあり方に関する検討会」が発足し、11 月に都区のあり方に関する検討の基本的な枠組みや方向がとりまとめられた。これを受けて昨年 11 月の都区協議会において、都区のあり方について、より具体的な検討をすすめるため、都区協議会の下に「都区のあり方検討委員会」を設置することを決定し、平成 19 年 1 月 31 日に第 1 回の委員会及び幹事会の合同会議が開催された。

2．検討事項

- (1) 都区の事務配分に関すること
- (2) 特別区の区域のあり方に関すること
- (3) 都区の税財政制度に関すること
- (4) その他、都区のあり方に関して検討が必要な事項

3．委員会構成

- (都側) 4 名：副知事(3 名)、総務局長
- (特別区側) 4 名：特別区長会会長(大田区長)、特別区長会副会長(江戸川区長、文京区長)、特別区長会事務局長

4．幹事会の設置

委員会に専門的な事項を検討させるため幹事会を置く。

5．幹事会構成

- (都側) 7 名：総務局長、総務局行政部長、総務局行政改革推進部長、財務局主計部長、知事本局自治制度改革推進担当部長、総務局都区制度改革担当部長、総務局参事
- (区側) 7 名：墨田区長、港区長、練馬区長、大田区助役、豊島区助役、北区政策経営部長、特別区長会事務局次長

6．今後のスケジュール

今後概ね 2 年間をかけて都区のあり方を検討し、平成 20 年度の第 4 四半期には、これからの都区のあり方の基本的な方向についてとりまとめる予定。

7. 委員会の庶務

都総務局行政部及び特別区長会事務局

都区のあり方検討委員会設置要綱

平成18年11月14日
都区協議会決定

(設置)

第1 都区のあり方を根本的かつ発展的に検討するため、都区協議会に都区のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 都区の事務配分に関する事
- (2) 特別区の区域のあり方に関する事
- (3) 都区の税財政制度に関する事
- (4) 前各号のほか、都区のあり方に関して検討が必要な事項

(構成)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(都側) 副知事、総務局長

(特別区側) 特別区長会会長、特別区長会副会長、特別区長会事務局長

2 委員会に、会長及び副会長を置く。

3 会長は、知事が指名する副知事をもって充て、副会長は、特別区長会会長をもって充てる。

(会議)

第4 会長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第5 委員会に、専門的な事項を検討させるため幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、都又は特別区長会の推薦に基づき、委員会が指名する。

3 幹事会の構成員の数は、都区同数とする。

4 幹事会は、委員会の命を受け、必要な事項を調査検討し、委員会に報告する。

(幹事会の運営)

第6 幹事会に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員会が選任する。ただし、座長は特別区側の構成員から選任し、副座長は都側の構成員から選任するものとする。

3 幹事会は、座長が招集する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、総務局行政部及び特別区長会事務局において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成18年11月14日から施行する。

都区のあり方検討委員会 委員名簿

【都側】

氏 名	職 名
◎ 横山 洋吉	副知事
大塚 俊郎	副知事
関谷 保夫	副知事
大原 正行	総務局長

【区側】

氏 名	職 名
○ 西野 善雄	特別区長会会長(大田区長)
多田 正見	同副会長(江戸川区長)
煙山 力	同副会長(文京区長)
鎌形 満征	同事務局長

(注)◎:会長、○:副会長

都区のあり方検討委員会幹事会 構成員名簿

【都側】

氏 名	職 名
○ 大原 正行	総務局長
前田 信弘	総務局行政部長
松崎 茂	総務局行政改革推進部長
安藤 立美	財務局主計部長
川澄 俊文	知事本局自治制度改革推進担当部長
森 祐二郎	総務局都区制度改革担当部長
岸本 良一	総務局参事<行政部区政課長事務取扱>

【区側】

氏 名	職 名
◎ 山崎 昇	墨田区長
武井 雅昭	港区長
志村 豊志郎	練馬区長
小松 恵一	大田区助役
水島 正彦	豊島区助役
谷川 勝基	北区政策経営部長
志賀 徳壽	特別区長会事務局次長

(注) ◎:座長、○:副座長

都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項について

平成19年1月31日

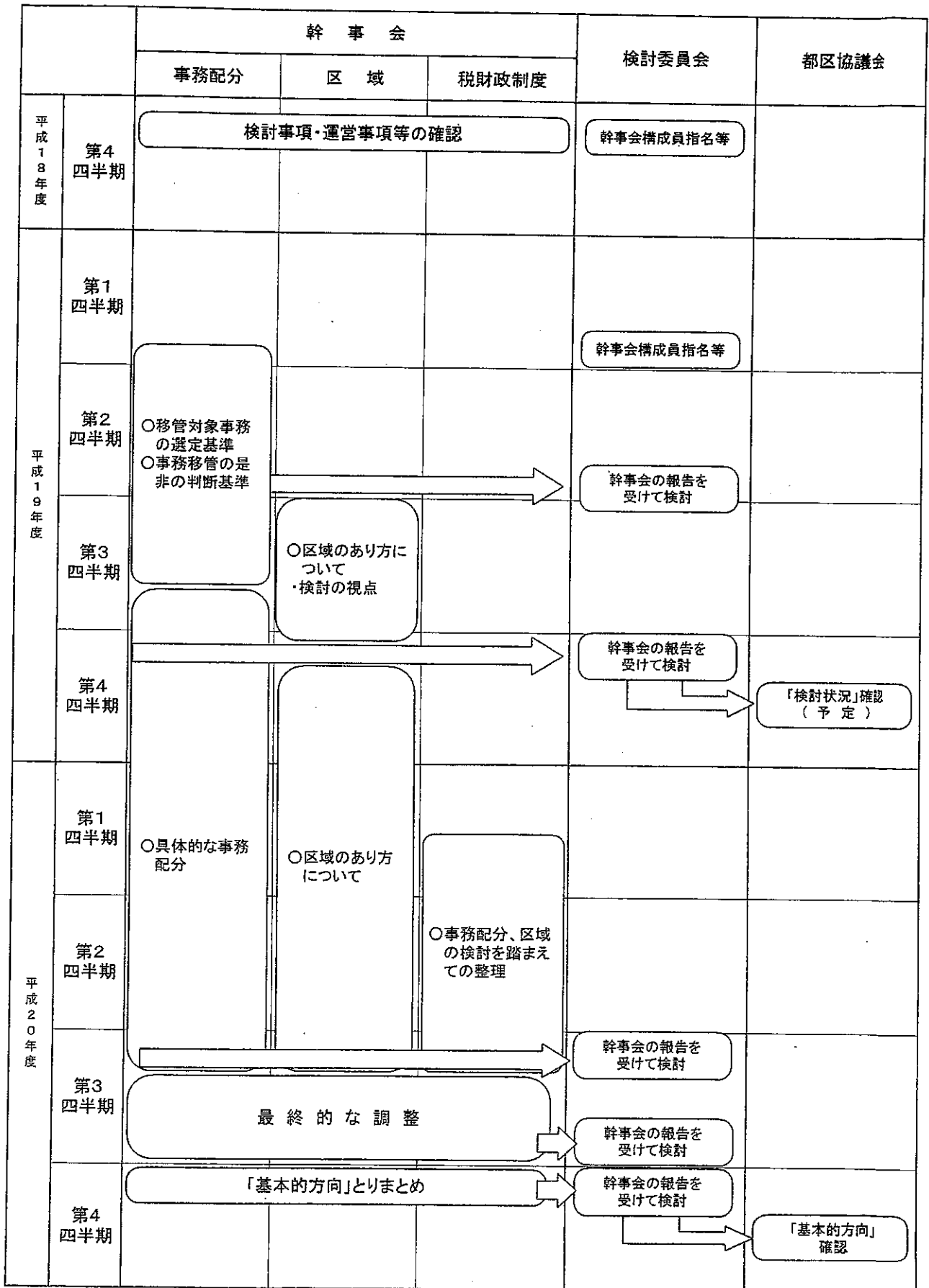
都区のあり方検討委員会

都区のあり方検討委員会幹事会は、「都区のあり方に関する検討会における『とりまとめ結果』」（平成18年11月14日）を踏まえ、当面、次の事項について調査検討を行い、都区のあり方検討委員会に対し、19年度中に検討状況を報告する。

記

- 1 都から特別区への移管対象事務の選定基準について
- 2 都から特別区への具体的な事務移管の是非を判断する基準について
- 3 都と特別区の具体的な事務配分について
- 4 区域のあり方に関する検討の視点等について
- 5 その他、1から4の検討に付随する専門的な事項について

都区のあり方検討委員会・幹事会 スケジュール



※ 協議の状況により、検討時期の変更があり得る。